

ID: 75

担当部署: 市民生活部 総合窓口課

処分の概要	督促手数料の徴収		
例規名 根拠条項	長門市後期高齢者医療に関する条例 第5条		
例規番号	平成20年条例第2号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (保険料の督促手数料)  第5条 保険料の督促手数料は、督促状1通について、100円とする。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日